

第1章

概 要

－ 補装具費支給制度の概要と補装具判定事務手続について －

1 補装具とは

(1) 補装具とは(*1)

「障害者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの、その他厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、厚生労働大臣が定める用具」です。(*2)

- 厚生労働省令で定める基準とは以下の3ついずれにも該当することとします。(*3)
- ア 身体障害者(身体障害者及び難病患者等(*4))の身体機能を補完又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたものであること。
 - イ 障害者等の身体に装着することにより、就労・就学その他日常生活の向上を図るため、長期間にわたり継続して使用される用具であること。
 - ウ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用することが必要とされるものであること。
- なお、本稿では付録 5(p95~96)にある関係告示等を「基準」、「指針」、「要領」、「完成用部品」と各々略称で表しています。

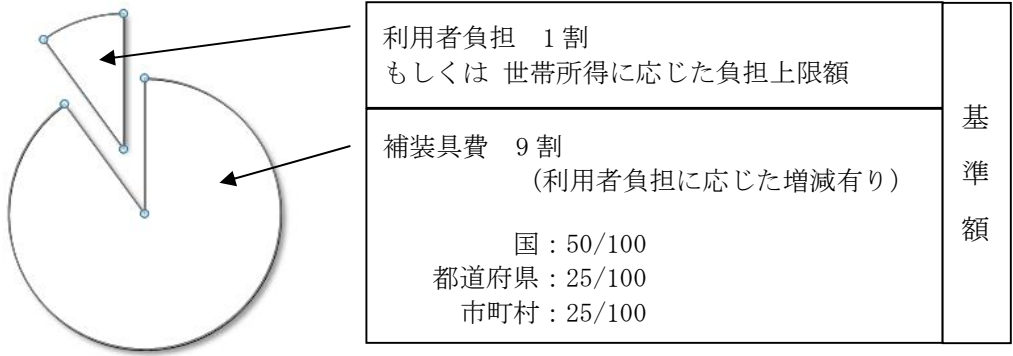
(2) 対象者

- ア 補装具費支給制度は、身体障害者手帳取得者を対象とする制度です。
- イ 補装具費の支給は、原則として身体障害者手帳に記載された障害のみが対象になります。必要な補装具に対応する障害名の記載がない場合は、障害名追加の手続きが必要になります。複数の障害や障害の程度により追加できない場合もありますので御相談ください。
- ウ 難病患者等の場合、身体障害者手帳の取得やその記載内容に拘わらず、特殊の疾病告示の該当疾病であってその障害内容を確認することで必要な補装具費支給事務を行うことが可能です。

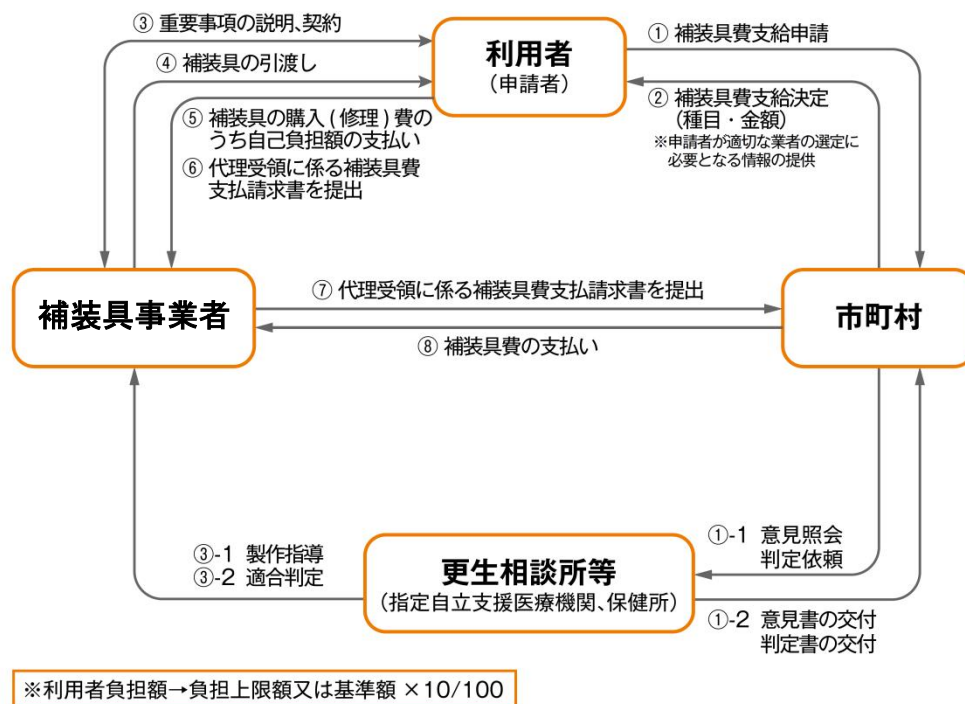
(3) 補装具の種目

- ア 身体障害者及び身体障害児に共通した種目
車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、義肢、装具、補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)、重度障害者用意思伝達装置、歩行器、義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)、車載用姿勢保持装置。
- イ 身体障害児に限る種目
起立保持具、排便補助具
- ウ 種目には用途に応じ最大で「区分」、「名称」、「型式」が定められています。
(例) 種目:義肢 区分:義足 名称:大腿義足 型式:ライナー式

2 費用負担の比率



3 補装具費支給事務の流れ



4 補装具の判定とその種類

(1) 判定の要領

- ア 身体障害者更生相談所（千葉県中央障害者相談センター、千葉県東葛飾障害者相談センター。以下「障相センター」という。）は、身体障害者の補装具費支給の適否、処方及び適合について判定を行います。
- イ 身体障害児については、原則として指定自立支援医療機関又は保健所の医師の作成した補装具費支給意見書により市町村が判断の上、決定しますが、補装具の構造、機能等に関することで技術的な助言を必要とする場合は、障相センターに助言を求めることができます。

(2) 判定の種類

- ア 要否判定
 - 補装具費支給の適否や補装具の処方を判断するものです。
 - 障相センター又はその出張会場に直接来所し判定を受ける「面接判定」と、申請時に提出する補装具費支給意見書により判定する「書類判定」があります。
- イ 適合判定
 - 補装具が利用者に適合しているかを判定医により確認するものです。

5 種目別判定区分

千葉県での取扱いです。9 ページ（資料 1）も併せて御参照ください。

(1) 障相センターの判定が必要なもの

ア 面接判定

- (ア) 義肢
- (イ) 装具
- (ウ) 姿勢保持装置
- (エ) 車椅子
- (オ) 電動車椅子
- (カ) 補聴器
- (キ) 重度障害者用意思伝達装置
- (ク) 特例補装具

イ 書類判定

- (ア) 車椅子（レディメイド式以外）
- (イ) 電動車椅子の同型再支給
- (ウ) 補聴器（補聴援助システム、特例補装具を除く）
- (エ) 重度障害者用意思伝達装置
(医師の意見書等から必要性・操作能力が確認できる場合)

(2) 障相センターの判定を要しないもの

補装具費支給意見書の省略については以下の目安で判断してください。

ア 身体障害者手帳等で確認できる場合

- (ア) 車椅子（レディメイド式）
- (イ) 眼鏡
- (ウ) 歩行器
- (エ) 人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置修理に限る）※詳細は 93 ページ
- (オ) 車載用姿勢保持装置

イ 補装具費支給申請書等で判断できる場合

- (ア) 視覚障害者安全つえ
- (イ) 義眼
- (ウ) 歩行補助つえ（T 字状・棒状のものを除く）

(3) 面接判定と書類判定の比較

面接判定	書類判定
県の機関又は出張会場で判定医や県の判定員が直接面接により行う判定 - 判定医（員）による補装具の相談、使い方の指導やデモ機の試用 - 予約制のため、日時・判定会場の指定がある - 市町村職員や補装具事業者も同席するので判定結果・方針等の統一した情報が共有できる	医療機関及び補装具事業者が作成した書類をもとに行う判定 - かかりつけ医等による補装具の相談・装用指導 - 病院の外来受診形式のため日時の選択枝が多い - 判定会場まで出向く必要がない - 診察代、意見書代等は自己負担 - 申請者が医療機関、補装具事業者、市町村窓口へ書類作成を依頼する

6 判定依頼時の必要書類

(1) 面接判定

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳診断書・意見書の写し
- オ 見積書の写し（車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置、本義足等）

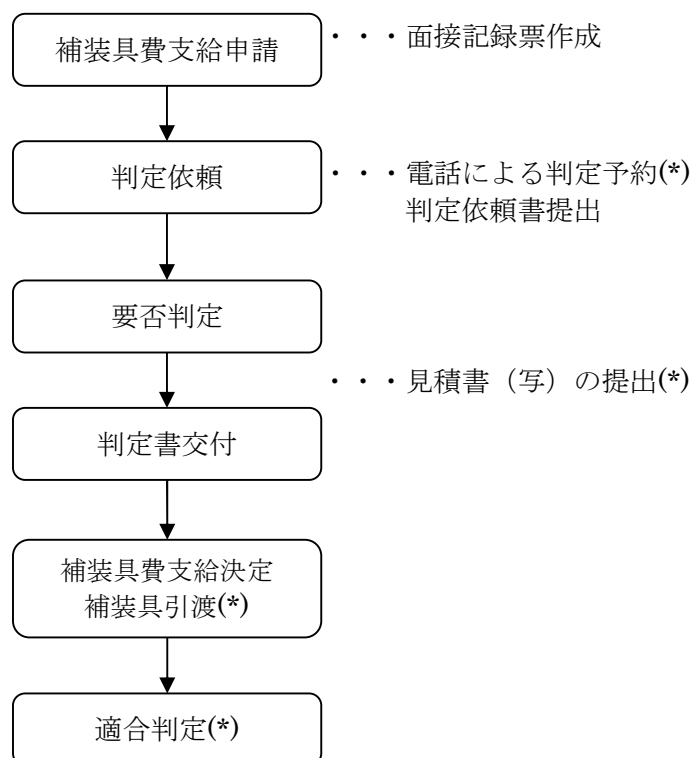
(2) 書類判定

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳診断書・意見書の写し
- オ 補装具費支給意見書等（当該種目の様式例補 3～4、又は様式例第 6 号）
- カ 処方箋（当該種目の様式例補 5）
- キ 見積書
- ク その他
 - ・ 電動車椅子調査票（1）、（2）（様式例補 7 - 1、2）
 - ・ 補聴器調整内容記録票（様式例補 6 - 1）
 - ・ 補聴器適合状態確認票（様式例補 6 - 2）

(3) 注意事項

面接判定、書類判定ともに必要書類は補装具により異なる場合があります。詳しくは「第 2 章 各論 ―各補装具の取扱い―」を御参照ください。

7 面接判定の流れ



(*)
補装具により流れや必要性が異なります。
詳しくは第 2 章 各論
―各補装具の取扱い―
をご参照ください。

8 訪問判定

(1) 対象

身体的事情、又は他にやむを得ない理由がある方に対して、訪問による判定を行います。希望がある場合は、事前に管轄の障相センターへ御相談ください。

(2) 必要書類

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳の診断書・意見書の写し
- オ 補装具訪問判定補助調査票（様式例補 8）
- カ 補装具費支給意見書等（当該種目の様式例補 3～4、又は様式例第 6 号）
- キ 処方箋（当該種目の様式例補 5）
- ク 見積書

9 補装具費支給意見書を作成する医師の要件(*5)

(1) 補装具費支給意見書を作成する医師の要件

下記のいずれかに該当することが必要です（オ、カは難病患者等が対象）。

詳しくは補装具費支給事務取扱指針の別表 2 を参照してください。

- ア 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく指定医（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- イ 指定自立支援医療機関の医師（日本専門医機構が認定した専門医又は所属学会認定の専門医）
- ウ 国立障害者リハビリテーションセンター学院で行う補装具関係の適合判定医師研修会を修了している医師
- エ 上記と同等と認める医師（補装具費支給意見書のみで市町村が判断する種目に限る）
- オ 保健所の医師
- カ 難病法第 6 条第 1 項に基づく指定医

(2) 補装具費支給意見書の様式について

- ア 補装具費支給事務取扱指針の別添様式例第 6 号を御参照ください（第 3 章様式例集 p87 に掲載）。
- イ 補聴器、重度障害者用意思伝達装置については、第 3 章様式例集補 3 - 2、3 - 4 も御参照ください。

10 補装具の個数

補装具費支給対象となる補装具の個数は、原則として 1 種目につき 1 個ですが、障害の状況等を勘案し、職業上又は教育上等、特に必要と認められた場合は 2 個とすることが可能です。また、聴覚及び視覚に障害のある盲ろう者については、障害特性を踏まえ、補聴器の複数（両耳）支給や眼鏡の複数（屋内／屋外等）支給等、情報取得に必要であると認められれば、実情に応じた個数を支給可能ですので、御相談ください。

11 耐用年数及び使用年数(「耐用年数等」)

耐用年数等は、通常の装着等状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数が示されたものであり、身体状況や使用状況によっては実耐用年数が異なるものです。再支給や修理の際には耐用年数等を一律に適用することなく、以下の具体例を参考に、個々の実情に沿うよう十分御配慮ください。

- ・耐用年数等に達していない補装具だが修理不能になったので、再支給の決定をした。
- ・耐用年数等を超過している補装具について、修理可能との見積もりであったので、修理の支給決定をした。

12 差額自己負担

市町村は、補装具費支給基準と身体機能等を照らし、補装具に求められる機能を判断し、支給決定しています。支給された補装具について使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、介助者のみが使用する機能の追加を希望する場合は、当該補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは差し支えありません（追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限る）。

13 修理基準に規定されていない修理の取扱い

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似の修理部位等を参考として、又はそれらの個々について原価計算による見積もり若しくは市場価格に基づいて適正な額を決定し、修理に要する費用として支給することができます。

14 特例補装具

(1) 特例補装具とは

身体障害者の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、形式、製作要素及び完成用部品によることができない補装具のことを指します。

令和7年度より基準内の補装具として取り扱う「一部特例」が設けられました。「市販のクッション」と併せ「指針(*1 p5)」にて確認してください。

(2) 申請があった場合の手順

特例補装具の申請があった場合は、事前に管轄の障相センターに御相談ください。まずは基準内のものを試用していただき、その結果、特例補装具でなければならない理由、基準内の製品と特例を希望する製品の比較等、真にやむを得ない事情を説明できる資料を提出していただきます。

(3) 必要書類

- ア 判定依頼書（様式例補 1）
- イ 面接記録票（当該種目の様式例補 2）
- ウ 身体障害者手帳の写し
- エ 身体障害者手帳の診断書・意見書の写し
- オ 医師の意見書（当該種目の様式例補 3～4、又は様式例第 6 号）
- カ 特例補装具理由書（様式例補 9）
- キ 見積書及びカタログ
- ク 特例補装具として希望するもの、及び基準内の補装具を使用した場面の動画等

(4) その他

児童の特例補装具について助言を希望する場合は、書類提出前に御相談ください。

15 治療用と更生用について

補装具と同じ仕様のものが、治療の手段として一時的に利用されることがあります。治療用装具等か、更生用装具等（補装具）か確認が必要です。

(1) 治療用装具等

医学的治療の一環として使用するもの、又は医学的治療の完了する前に使用するもの（医療保険の適用による療養費払いとなるもの、ほか）。

（例）

- ・腰痛治療のためのコルセット
- ・切断術後に製作される仮義足
（訓練用仮義足のソケットは耐久性の低い素材を使用する場合がある）
- ・骨折や腱断裂後に一時的に使用する松葉づえ
- ・リハビリテーションのために使用する下肢装具

(2) 更生用装具等（補装具）

治療用装具等の製作を経ずに更生用装具等（補装具）の製作が可能なもの。

（例）

- ・装飾用義手
- ・姿勢保持装置
- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・補聴器
- ・重度障害者用意思伝達装置

16 他制度との関係・優先順位

(1) 社会保障制度間の選択優先順（10 ページ 資料 2）

医療機関において医師が行う治療の一環として、健康保険等から支給される治療用装具等や労働者災害補償保険法により費用が支給される補装具、その他制度により交付される場合は、障害者総合支援法よりもこれらの制度が優先となります。

(2) 介護保険制度との適用関係(*6)（11 ページ 資料 3）

介護保険法の定める福祉用具と障害者総合支援法で定める補装具が共通する場合（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）、それが標準的な既成品であれば、介護保険法を優先して適用することになります。

17 その他

補装具費支給事務取扱指針(*1)にはここで紹介した以外にも、「身体障害児に対する電動義手の支給について」、「借受けの対象となる種目、基準額等について」、「国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入等に要する費用の額について」、「別表 1 補装具の対象者について」、「別表 2 補装具費支給意見書を作成する医師の要件について（本章 9 (1)）」、「参考資料 補装具費等の算定について」などが掲載されています。

資料 1 補装具費支給判定事務具体的種目一覧（千葉県）

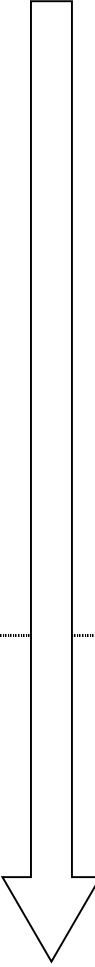
県		市町村	
面接判定	書類判定	補装具費支給意見書の必要性	
対象者の来所による障相センターの判定に基づき市町村が支給決定	補装具費支給意見書による障相センターの判定に基づき市町村が支給決定	身体障害者手帳等で確認できる場合は省略可能	補装具費支給申請書等で判断できる場合は省略可能
義肢 装具 姿勢保持装置 電動車椅子 車椅子 補聴器 重度障害者用意思伝達装置	電動車椅子〔再支給〕 事前相談にて選択可 車椅子（レディメイド式以外） 面接判定・書類判定は対象者の希望で選択可 補聴器 面接判定・書類判定は対象者の希望で選択可 重度障害者用意思伝達装置 書類・画像から必要性・操作能力が確認できる場合選択可	車椅子（レディメイド式） 眼鏡 歩行器 車載用姿勢保持装置 人工内耳 （人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）p93 参照	視覚障害者安全つえ 義眼 歩行補助つえ （T字状・棒状のものを除く）

注) 他都道府県市発行の判定書は、全国共通のものとして取り扱って構わないこととなっていますので、名称・基本構造が同じであれば、再支給にあたり判定は不要です。第2章各論の各補装具の取扱い「再支給」の項を御参照ください。

名称・基本構造が同じであっても使い方に不安がある、身体の状態に変化がある場合は判定となることがあります。

資料 2 社会保障制度間の選択優先順^(※7)

障害者の現在の「福祉用具ニーズ」を満たすために適当とする制度を選択するには、社会保障制度間の優先順の高い制度から、順次「制度適用の可否」の確認を行っていくことが望まれます。

制度間の優先順	制度の機能	
高い  低い	1 損害賠償制度	自動車損害賠償責任保険など、加害者が直接、損害賠償責任を負う制度
	2 業務災害補償制度	労働者災害補償保険法、公務員災害補償法など、業務上に起因する疾病及び障害への補償として行われる制度
	3 社会保険制度	健康保険、国民健康保険、介護保険、船員保険などの医療保険及び共済年金、国民年金などの各種年金法など、疾病や不慮の事故、また、老後の生活に備えてあらかじめ拠出金を掛けておく制度
	4 社会福祉制度	身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法など、国民相互の扶助の原則にのっとり、身体障害者（児）、難病患者等、高齢者などの日常生活並びに社会参加上の支援を行う制度
	5 公的扶助制度	社会保険及び社会福祉各法のいずれもが適用困難とされた場合に、健康で文化的な最低限の生活水準を保障するためのセーフティネットとして適用される制度

資料3 介護保険対象者

・65歳以上の方（第一号被保険者）が要支援・要介護状態になったとき。要支援・要介護状態の原因は問わない。

・40歳から64歳までの医療保険に加入している方（第二号被保険者）が以下の特定疾病が原因で要支援・要介護状態になったとき。

特定疾病については、その範囲を明確にすることとともに、介護保険制度における要介護認定の際の運用を容易にする観点から、個別疾病名を列記している。

＜特定疾病＞(*8)

介護保険法第7条第3項第2号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする。

1 がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

2 関節リウマチ

3 筋萎縮性側索硬化症

4 後縦靱帯骨化症

5 骨折を伴う骨粗鬆症

6 初老期における認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）

7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

【パーキンソン病関連疾患】

8 脊髄小脳変性症

9 脊柱管狭窄症

10 早老症

11 多系統萎縮症

12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

13 脳血管疾患

14 閉塞性動脈硬化症

15 慢性閉塞性肺疾患

16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

資料 4 特例補装具と一部特例の扱いについて

構成要素		取り扱い種別	
①	製作要素	基準内補装具	特例補装具
②	完成用部品		
③	①・②以外の構成要素のうち 市販のクッション * ¹ 市販のスイッチ * ² ↓ 数に含めない「一部特例」		
④	①・②・③以外の構成要素 1 個目 ↓ 「一部特例」		
⑤	①・②・③以外の構成要素 2 個目以降 ↓ 「特例補装具」		
⋮			

*1 姿勢保持装置、(電動)車椅子のクッション
注) 指針 p5 では「市販のクッション」
要領 p56 では「市販品のクッション」

*2 重度障害者用意思伝達装置のスイッチ